九 Ŧi. 四 玉 国民精神文化研究所教員研究科研究員規程(一九三二・八) ……………………………………………………………… 学生の思想運動に就いて 学生部ヲ必要トス ル 理由 (抄) (文部省 (長谷川明

資料 解 説 例

第一部

次

目

に於ける右翼学生運動に付て、抄	五
教学局の設置に就いて(文部省教学局 一九三七・八)	二四四
教学局長官専決事項 (1九三七・111)	\equiv
教学局分課規程(1 九三七・七)	\equiv
教学局官制(1九三七・七)	<u>-</u>
「国体の本義」の編纂配布に就て(文部省 一九三七・五)	$\frac{1}{0}$
教学刷新評議会教学刷新ニ関スル答申 (案) (1九三六・1〇)	一九
教学刷新評議会第四回特別委員会議事録(抄)(1九三六・九)	八
教学刷新評議会職員 (ヿカ三六・二)	一七
教学刷新評議会官制(1九三五・11)	一六
教学刷新評議会ノ趣旨及要綱(1九三五・11)	五五
内閣思想対策協議会及其ノ決定シタル対策(1九三三)	四四
国民精神文化研究所官制中改正 (九三四 九四二)	<u> </u>
国民精神文化講習会実施状況 (抄) (1九三四)	<u>-</u>
国民精神文化研究所概况(1九三四)	_
国民精神文化研究所職員(1九三四)	$\overline{\bigcirc}$

第二部

二・二六事件の回顧(河合柴治郎 一九三七・三)	三八
二・二六事件について (河合栄治郎 一九三六・三)	三七
天皇機関説事件に関するザ・タイムズ特派員報告(1九三五・九)	三六
(警視庁検閲課 一九三五・三)出版警察上より観たる「天皇機関説」概況に関する件	三五
京大事件を顧みる(横田喜三郎 一九三三・一二)	三四
問題を回避するなかれ (横田喜三郎 一九三三・六)	11111
[再び] 京都大学の問題(美濃部達吉 一九三三・六)	=======================================
滝川事件の経過から見た大学自治の問題(恒藤恭 一九三三・六)	Ξ
大学自由の問題(河合栄治郎 一九三三・五)	==0
滝川教授の問題(美濃部達吉 一九三三・五)	二九
京大問題に関する出版界の論調(「九三三・八)	二八
滝川教授問題 ニ関スル件(内務省警保局保安課 一九三三・六―一〇)	二七
京大問題の真相(1九三三・六)	二六

四〇		三九
津田左右吉外一名に対する出版法違反被告事件予審終結決定	第三部	河合教授問題の発生及経過に関する調査(1ヵ三九・三)
結決定		

四七	四六	四五	四四四	四三	四二	四一	四〇
上申書(尾崎行雄 一九四二·一〇) ···································	尾崎行雄に対する不敬被告事件予審終結決定 (東京刑事地方裁判所 一九四二・七)	弁士尾崎行雄演説速記録 (¬九四二·四) ··································	最後の御奉公につき選挙人諸君に御相談 (尾崎行雄 一九四二・四)	東条首相に与へたる公開状(尾崎行雄 一九四二·四) ··································	(東京刑事地方裁判所 一九四二・五)	(1 九四一・一一一九四二・一) 翌津田左右吉外一名に対する出版法違反被告事件公判速記録	(東京刑事地方裁判所 一九四一・三) 臺津田左右吉外一名に対する出版法違反被告事件予審終結決定

五〇

乙憲政以外の大問題(尾崎行雄

一九四二)

四九

(甲)

所謂不敬問題を捲起した私の演説の目的

(尾崎行雄

一九四二)] 🖽

四八

所謂不敬演説に関する余の弁明

(尾崎行雄

一九四二

	新渡戸問題(一九三二・二一三)	=
pt 1	思想統制に関する通牒類(1九二八—1九三六)	_
	附 在郷軍人会の動向に関する資料	
1]	尾崎行雄に対する不敬被告事件大審院判決 (1ヵ四四・六)	五五五
	大審院への上申書(尾崎行雄 一九四四・四)	五四
·····································	不刑罪の宣告を受て (尾崎行雄 一九四二・一二)	五三
一九四二・一二)]]	尾崎行雄に対する不敬被告事件第一審判決(東京刑事地方裁判所	五二
	公判を終るに方り自己の心境を述ふ (尾崎行雄 一九四二・1二)	五